再生医療等製品の製造及び品質に係る記録・試料の 保存における規制要件の整理及び対応事例の調査



キーワード: 再生医療、医師主導治験、製造・品質の記録の保管、試料の保管



亜利紗¹、佐久嶋 研¹、加畑 馨¹、杉田 修1、川堀 希美¹、佐藤 久美³、加藤 ひろえ¹、松田 典宏1 純¹、藤村 幹²、佐藤

- 1. 北海道大学病院 医療・ヘルスサイエンス研究開発機構
- 2. 北海道大学大学院 医学研究院 3. 株式会社化合物安全性研究所

再生医療等製品の開発に係る記録・試料の保存では、規制要件を満たす必要がある。中でも製造及び品質に係る記録・試料においては、指定再生 医療等製品の該当性を含む製品特性に基づき、将来的な保管要件の差異を考慮する必要がある。そこで、再生医療等製品の開発プロセスで保存が 求められる記録・試料の要件整理及び課題抽出を目的として、関連規制の整理と、当機構にて開発支援中の品目における手順の事例調査を行った。

結果(1)-1 関連規制における製造・品質に係る記録・試料の保管要件の整理

記録/試料	規制	実施者/責任の所在	保管対象の概要	保管期間
	再生医療GCP(第45条)	自ら治験を実施する者	製造・品質に関する記録	製販承認日/中止・終了後3年のいずれか遅い方
	治験薬GMP(第9, 10条)	治験依頼者/自ら治験を実施する者	製造・品質に関する記録	製販承認日/中止・終了後3年のいずれか遅い方
記録の保存	GMP(第10, 11条)	製造業者等	製造・品質に関する記録	有効期間に代えてリテスト日が設定されているもの \Rightarrow 出荷から3年 それ以外 \Rightarrow 有効期間 $+$ 1 年
	GCTP(第11, 12条)	製造業者等	製造・品質に関する記録	指定再生医療等製品 ⇒有効期間+30年 再生医療等製品 ⇒有効期間+10年
	安全性確保法(第16条)	特定細胞加工物製造事業者	製造・品質に関する記録	指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物 ⇒提供日から少なくとも30年 上記以外 ⇒提供日から少なくとも10年
	治験薬GMP(第10条)	治験依頼者/自ら治験を実施する者	治験薬(ロットごと)	製販承認日/中止・終了後3年のいずれか遅い方
試料の保存	GMP(第11条)	製造業者等	原料等、最終製品(ロットごと)	最終製品:有効期間+1年 原料・資材:出荷判定日+2年 放射線医薬品 ⇒六月又は品質リスクマネジメントに基づく適切な日数)
	GCTP(第12条)	製造業者等	製品(ロットごと)	指定再生医療等製品 ⇒有効期間 + 10年 再生医療等製品 ⇒適切な期間



目的・方法



- ▶ 規制要件により保管期限が異なる。治験段階であれば、基本的に は製造販売承認日 or 終了後3年のいずれか遅い方まで保管が必要。
- ▶ 自ら治験を実施する者は治験製品に係る記録・試料の保管責任を 負う。⇒GCPだけでなく、治験薬GMPへの理解も必要 (治験薬製造受託者へ製造委託はできるが、記録・試料の保管責 任は自ら治験を実施する者にある。治験薬GMP第20.2条)
- ▶ 承認後は、指定再生医療等製品への該当性(感染症リスクにより 検討される)等、製品特性により保管期限が異なる

(承쩴悠)

結果①-2 規制要件の詳細な比較

(門祭出)

		開発 甲)					
	保管対象	治験薬GMP	GMP	GCTP			
	製造の記録	治験薬の製造に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。(第9.1.3条)	製造に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。 (第10条)	製品の製造に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。 (第11条第3項)			
検付記録	検体採取の 記録	原料及び治験薬についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取し、その記録を作成し、これを保管すること。(第10.1.1条)	製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。(第11条第1項1)	製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。(第12条第2項1)			
	試験検査の 記録		採取した検体について、…製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。(第11条第1項4)	採取した検体について、ロットごと又は管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。 (第12条第2項2)			
	試料	治験薬について、ロットごとに、変更の際の 比較評価試験に使用する量を勘案した上で、 所定の試験に必要な量の二倍以上の量を参考 品として、被験薬に係る医薬品についての製造販売承認を受ける日又は治験の中止若しく は終了の後三年を経過した日のうちいずれか 遅い日までの期間保存すること。ただし、 ロットを構成しない治験薬及び治験薬の性質 上その保存が著しく困難であるものについて は、この限りでない。(第10.1.8条)	最終製品について、ロットごとに所定の試験検査に必要な量の 二倍以上の量を参考品として、製造された日から当該製品の有 効期間に一年を加算した期間適切な保管条件の下で保管するこ と。また、その保存品を当該参考品と同期間保管すること。 (第11条第1項5) 医薬品に係る製品の製造に使用した原料等のうち当該製品の品 質に影響を及ぼすものについて、原料にあってはロットごとに 所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量を、資材にあっては 管理単位ごとに所定の試験検査に必要な量を、それぞれ参考品 として、当該製品の出荷を判定した日から二年間適切な保管条 件の下で保管すること。(第11条第1項6)	製造業者等は、製品について、ロットごとに所定の試験検査に必要な量の 二倍以上の量を参考品として、製造された日から次の各号に掲げる期間適 切な保管条件の下で保管しなければならない。…また、ロットを構成する 製品にあっては、当該製品の有効期間に一年を加算した期間が経過した後 は、当該製品の製造に使用された再生医療等製品生物由来原料の保管を もって製品の保管に代えることができる。 一 指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に十年を加 算した期間 二 再生医療等製品に係る製品にあっては、適切な期間(第12条第1項)			
		(Q&A 質問46) 10.1.8に規定する参考品の保存について、保 存条件等はどのようにすればよいか。 回答:原則として出荷時の形態で、通常の治	(逐条解説) 2.(5)「参考品」とは、出荷した製品に <u>不具合が生じた場合等、</u> 出荷後に製品の品質を再確認する必要が生じた場合に備えて保管する試験検査用の検体をいうものであること。	(施行通知) (2) アここでいう「参考品」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に <u>不</u> 具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる 場合に備えるため に、所定の試験検査一通りを二回以上実施できる量の製			

15.⑤ア. …適切な保管条件については、**原則としてその最終製**

品が市場に出荷された形態で、通常の流通状態における保管条

件も勘案することが求められる。また、混同するおそれがなく、

好ましくない保存状態を避ける方法によるほか、参考品を試験

検査に用いた履歴とともに保管する等、適切な保管が求められ

- ▶ 治験段階の試料保管は、製法変更等に伴う同等性・有効性の検証が目的
- ▶ 承認後の試料保管は、不具合や感染症等の際の安全性の評価が目的 ⇒開発段階により、保管の目的が異なる

験薬における保存条件等と同じ条件で保存す

ることでよい。

品を、適切な保管条件の下で保管するものであること。なお、…「所定の 試験検査に必要な量の二倍以上の量」とは、<u>ウイルス等感染症の原因</u>究明 **等に係る試験検査に必要な量**の 2 倍以上の量をいうものであること。

(5)…指定再生医療等製品に係る製品の参考品の保管期間は、<u>未知の感染</u> 症の発生を含む感染症に係る安全対策を実施する上での原因究明に供する ため、その有効期間に10年を加算した期間とされているものであること。

(3)「所定の試験検査」とは、製品標準書に記載された試験検査のことをい う。また、「適切な保管条件」とは、**原則として当該製品に係る再生医療** 等製品の市場に出荷されるものの形態で通常の流通下における保存条件も
 勘案した適切な条件をいうものであること。

※ 但し書き他、一部文章を省略

結果② 当機構にて開発支援中の品目における手順の事例調査

					製造・品質の	試料の保管			
	開発品目・対象疾患	相	実施期間	UMIN/jRCT ID	記録の保管	原材料	原料 (骨髄液)	製造工程中 のMSC	治験製品
試験1	自己間葉系幹細胞 · 脳梗塞急性期	1	2017-2021	UMIN000026130	10年間	凍結10年間	凍結10年間		凍結10年間
試験2	自己間葉系幹細胞 · 脳出血慢性期	1/2	2023-	jRCT2013230053	10年間			凍結10年間	凍結10年間
試験3	自己間葉系幹細胞 · 脳梗塞慢性期	2a	2024-	jRCT2013240055	10年間	_			凍結10年間

手順の決定経緯と、発覚した課題・対応

将来的なGCTP準拠を見据え、製造・品質の記録及び試料の保管対象・保管期限を定めていた。 ⇒承認申請へ至る前に保管期限を迎えてしまうことが発覚 ⇒急遽、手順書・治験製品概要書等を改訂 「製販承認日/中止・終了後3年 のいずれか遅い方」へ改訂

考察・結論

試料の

詳細 · 解説

- ▶ 自ら治験を実施する者の責務として、治験薬GMPの要件を見落とさないよう注意が必要
- ▶ アカデミアで早期開発を行う場合、GCTPを見据えて手順を規定してしまうと、承認取得日まで の期間が長いため、治験薬GMPが要求する保管期限と逆転するリスクあり。
- ▶ 試料の保管については、保管量・保管条件も検討する必要がある。
 - ✔ 保管量…特に自家製品においては、十分な量を確保できないリスクあり。 ✔ 保管条件…元々非凍結で出荷する製品の場合、同一条件での保管は困難。治験薬GMPが要 求する同等性・有効性の検証のためには細胞が生存している必要があり、要件を満たすた めの保管方法が検討課題となる。しかしGMP、GCTP下で感染症時の原因究明を目的とす る場合、凍結保管された細胞でも評価は可能である。
- ▶ CRO・AROような支援組織においても、支援シーズ・品目がどのような経緯により各手順を定 めているか理解する必要がある。定期的な見直しを通じて、問題のある規定には改訂・アップ デートにて対応する。

目的毎に規制要件を確認し、必要な手順を検討

自ら治験を実施する者 治験の実施 治験製品の製造・管理 GCPに関する規定 治験薬GMPに関する規定 ✓ 治験実施計画書 ✓ 製造の手順書・標準書等 ✓ 各種手順書、マニュアル

✓ 治験製品概要書

|研究者が自ら治験を実施する者となり企業導出を目指すような開発品目では、医療機関から製造場所に至る多岐の規制を理解し対応していく必要| |があり、規制を整理し関係者で共有することは有意義と考えられた。各要件にどのように・どの時点から適合させていくかは検討課題となった。